委託番号	６４０４
契約形態	業務委託

仕　様　書

１　件　　名　マンホールポンプ保守点検業務委託

２　履行期間　令和６年（２０２４年）４月　１日から
　　令和７年（２０２５年）３月３１日まで

３　履行場所　草加市手代一丁目３番５号先
　　手代北マンホールポンプ場ほか４７機場（別紙案内図のとおり）

４　支払方法　業務完了払(年１回払)

５　委託内容
マンホールポンプの保守点検

⑴　目的
本業務委託は、本仕様書に基づいて、契約図書に示す手代北マンホールポンプ場ほか４７機場の保守点検業務を目的とする。

⑵　適用範囲
①　本仕様書は、草加市（以下「発注者」という。）が管理する下水道マンホールポンプ場の保守点検工に適用する。
②　本業務委託は、本仕様書及び特記仕様書に定める仕様に従い実施するものとする。

⑶　現場責任者、主任技術者及び技術者
①　受注者は、現場責任者及び主任技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する作業については、相当の経験を有する技術者を配置するものとする。
②　主任技術者は、過去にマンホールポンプの保守点検業務委託で、１件以上主任技術者として従事した者とし、業務の全般にわたり技術的管理を行うものとする。
③　受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置するものとする。

⑷　酸素欠乏危険作業主任者
①　酸素欠乏危険作業主任者は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者若しくは第二種酸素欠乏危険作業主任者の労働安全衛生法による技能講習を修了した者とする。

② 現場責任者又は主任技術者は酸素欠乏危険作業主任者を兼ねることができる。

⑸ 提出書類

受注者は、契約締結後、速やかに以下の書類を発注者に提出し、その承認を得なければならない。なお、書類については、資源のリサイクルを考慮し、両面印刷などを行い枚数の削減に努めるものとする。また、提出した書類の内容を変更する必要が生じたときは、速やかに変更届を提出すること。

① 着手届

② 現場責任者届及び主任技術者届

（経歴書及び資格証の写しを添付すること。）

③ 酸素欠乏危険作業主任者届

（経歴書及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者若しくは第二種酸素欠乏作業主任者の技能講習修了証の写しを添付すること。）

④ 工程表

⑤ 保守点検計画書

⑥ その他、発注者が指定する書類

⑹ 保守点検計画書

保守点検計画書には以下の項目を記載し、又は書類を添付しなければならない。

なお、提出時に作業従事者の雇用を証明するものの写し及び交通誘導員の雇用を証明するものの写しを発注者に提示し、承認を得るものとする。

ア 保守点検工概要

イ 保守点検工計画 （作業方法、作業標準図、実施工程等）

ウ 現場組織（職務分担、緊急連絡先等）

エ 使用車両・機材一覧（車両に当たっては車検証の写し及び車両の写真を添付すること。）

オ 安全対策計画

・保安対策

・道路の交通処理計画

・マンホール内と地上との連絡方法

・交通誘導員名簿

・公安委員会が発行する警備業法に基づく警備会社に対する認定証の写し

・警備会社の損害賠償保険に関する証明書（交通誘導員用、第三者に対する損害用）の写し

・酸素及び硫化水素等測定対策

⑺ 許可申請等

受注者は委託業務の実施に当たり、発注者に代わり官公庁等への届出等必要な

手続を行うものとする。

⑻　負担区分について

①　発注者において負担すべきもの

当該点検業務により確認された不具合のある機器の交換費用

②　受注者において負担すべきもの

業務の実施及び検査等に伴う機材や計測器類等の費用

⑼　法令等の遵守

①　受注者は業務の実施に当たり、法律、これに関連する法令・条例・規則等、発注者が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。

②　使用人に対する諸法令等の運用、適用は、受注者の負担と責任のもとで行うこと。

なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用についても、受注者の責任において行うこと。

⑽　損害賠償及び補償

①　受注者は、下水道施設に損害を与えたときは、直ちに監督員に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに原状復旧すること。

②　受注者は、作業に当たり、万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

⑾　成果品

委託業務の成果品は、以下のとおりとする。

①　保守点検報告書

②　作業記録写真（電子複写したＣＤ－Ｒを添付のこと）

③　その他監督員が指示する資料

⑿　成果品の瑕疵

①　受注者は、委託業務の終了後に発注者の検査を受け、必要のある場合には速やかに修正を行い、再検査を受けなければならない。

②　成果品の納品後において、受注者の瑕疵による不良箇所が発見された場合は、発注者の必要と認める訂正及び補足その他必要な措置を受注者の負担で行わなければならない。

⒀　成果品の帰属

①　委託業務の成果品の著作権及び所有権は、発注者に帰属する。

②　受注者は、成果品を発注者の許可なく複製し、第三者に公表若しくは貸与し、又は使用してはならない。

③　成果品のうち受注者または第三者が従前から有していた製品、並びに本業務の実施期間中に新たに作成した製品の著作権は、受注者または該当第三者に留

保されるものとする。

⒁　完了検査

受注者は、委託業務完了後、以下の書類及び成果品を納入し、主任技術者立会いのもと発注者の完了検査を受けなければならない。

①　委託業務完了届

②　委託業務完了検査願

⒂　引渡し

完了検査に合格後、本仕様書に指定された成果品一式を納品し、引渡しを持って業務の完了とする。

ただし、完了後において、明らかに受注者の責めに伴う瑕疵が発見された場合は、受注者は直ちに修正を行わなければならない。

⒃　納入場所

委託業務の成果品の納入場所は、草加市上下水道部下水道課とする。

⒄　疑義の解釈

本仕様書及び特記仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書及び特記仕様書に定めの無い事項については、発注者・受注者協議の上、これを定めるものとする。

６　その他

⑴　草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

⑵　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

⑶　仕様書に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。

⑷　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

①　受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

②　受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

７　問合せ先

⑴　仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）

草加市役所　契約課

電話０４８（９２２）１１２９（直通）

⑵　契約締結後の問合せ先

草加市役所　下水道課施設係

電話０４８（９２２）２３８７（直通）

特記仕様書

第１章　総則

１　現場体制

⑴　受注者は、現場作業実施時には、現場に主任技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。

⑵　受注者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい作業を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させること。

⑶　受注者は、適正な作業の進捗を図るとともに、そのために十分な数の作業員を配置すること。

２　地元住民等との協調

⑴　受注者は、作業を実施するに当たり、地元住民等に作業内容を周知し、理解と協力を得ること。

⑵　受注者は、地先住民等からの要望又は地先住民等と交渉があったときは、作業内容等十分説明し、誠意を持って対応し、その結果を速やかに監督員に報告すること。

⑶　受注者は、いかなる理由があっても、地先住民等から報酬、手数料等を受け取ってはならない。なお、使用人等についても、十分監督指導すること。

　また、使用人が万が一そのような行為を行った場合は、受注者がその責任を負うこと。

３　工程管理

⑴　受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。

⑵　予定の工程と、実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて作業の円滑進行を図ること。

⑶　日程の都合上、履行期間に含まれていない日（祝日、休日等）に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ、その作業内容、作業時間等について、監督員の承諾を得ること。

第２章　安全管理

４　一般事項

⑴　受注者は、公衆災害、労働災害、物件損害等の未然防止に努め、「労働安全衛生法」「酸素欠乏症等防止規則」「建設工事公衆災害防止対策要綱」等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講じ、安全管理については、受注者の責任で実施すること。

５　安全教育

⑴　受注者は、作業に従事する者に対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業者の安全意識の向上を図ること。

⑵　受注者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業にかかわる業務について、特別な教育を行うこと。

６　労働災害防止

⑴　マンホールポンプ場内の作業を行う場合は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。

⑵　現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。

⑶　マンホール、管渠等に出入りし又はこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有害ガス等の有無を作業開始前と作業中は常時調査し、換気等の事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。

　なお、酸素及び硫化水素等の測定結果は、記録・保存し、監督員が提示を求めた場合はその指示に従うとともに、酸素・硫化水素等測定記録表として提出すること。

⑷　作業中、酸素欠乏空気や有害ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、監督員及びその他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。

⑸　資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者を充て、かつ、誘導員を配置すること。

７　公衆災害防止

⑴　作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流

水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。

⑵　作業現場には、「下水道の点検を行っています」と明示した標識を設けるとともに、夜間作業を実施する場合には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。

⑶　作業区域内には、必要に応じて交通整理員を適正に配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。

⑷　作業に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。

⑸　前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督員に提出すること。

８　その他

⑴　受注者は、作業に当たって、下水道施設又はガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。

⑵　万一、事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、直ちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置を講ずること。

⑶　前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面により、直ちに発注者に届けること。

第３章　保守点検工

９　作業内容

⑴　年間保守点検　４８機場

年間保守点検では、マンホールポンプ場をシステムとして、全体の動作について点検・確認する。そのため、ポンプ・水位計・制御盤・通報装置をそれぞれ組み合わせて一連の動作確認を行い、併せて各機器番号の確認を行う。

ア　ポンプ引上点検

①　外面腐食状況の確認及び清掃

②　ケーシング内部の確認及び清掃

③　モーター室とメカニカルシール等の摩耗状況確認及び主軸の点検

④　羽根車の確認及び清掃

⑤　タービン油の交換

⑥　ボルト類の緩み点検及び増締

⑦　ケーブルの膨張、劣化具合の確認

イ　水位計引上点検

①　外面、水位検知部の劣化、破損状況の確認及び清掃

②　動作試験（実水位との誤差確認）

ウ　マンホール内点検

①　硫化水素、酸素濃度測定

②　スカム及び異物によるポンプへの影響確認

③　各種機器の取付状況、弁類、副板、フック等の不具合確認

④　マンホール内面の腐食状況及び漏水等の確認

エ　制御盤点検（ポンプ引上時に実施）

①　接地抵抗測定

②　絶縁抵抗測定（漏電、断線等）

③　保護装置動作確認

④　シーケンス確認

⑤　ポンプ等の運転確認

⑥　通報装置動作確認

オ　伝右川水管橋点検

①　外面腐食状況及び漏水等の確認

⑵　清掃時保守点検　４８機場（延べ１０８回）

清掃時保守点検では、別途発注予定の「公共下水道マンホールポンプ清掃業務委託」と同時に作業を行う。

ア　マンホール内点検

①　スカム及び異物によるポンプへの影響確認

②　各種機器の取付状況、弁類、副板、フック等の不具合確認

イ　制御盤点検

①　接地抵抗測定

②　絶縁抵抗測定（漏電、断線等）

③　保護装置動作確認

④　シーケンス確認

⑤　ポンプ等の運転確認

⑥　通報装置動作確認

⑶　遠隔監視装置の警報及び日報診断により緊急対応が必要な場合、現地において原因調査を行い、復旧を行うとともに、速やかに改善計画及び対応報告書を提出すること。

⑷　作業の実施に当たっては、時間及び範囲等道路使用許可条件を遵守して実施すること。

⑸　作業に当たり、仮締切りを必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。この仮締切りは、上流に溢水が起きない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとすること。ただし、上流に溢水が生じるおそれがあるときは、直ちにこれを撤去すること。

⑹　作業終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃を行うこと。

⑺　調査に必要な使用機材等の費用は、受注者の負担とする。

第４章　その他

10　業務の完了

完了検査に合格後、指定された成果品一式を納品し、引渡をもって業務の完了とする。

ただし、完了後において、明らかに受注者の責めに伴う瑕疵が発見された場合は、受注者は直ちに修正を行わなければならない。

11　その他

⑴　作業箇所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異常を発見した場合は、速やかに監督員に報告すること。

⑵　共通仕様書及び本特記仕様書に特に明示していない事項であっても、業務遂行上、必要なものは、受注者の負担において処理すること。

⑶　共通仕様書及び本特記仕様書に定めのない事項又は各条項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、定めるものとする。

⑷　不具合発生時等の対応について、不具合の発生回数や要交換部品時等の数量に変更が生じた場合は、完了時に実施数量に変更することとする。また、年間保守点検及び清掃時保守点検の回数についても同様とする。

⑸　作業に当たり、従事者の健康を守る必要から、適切な個人用保護具（上着、手袋、ブーツ、ゴーグル、フェイスシールド、マスク等）の着用に努めること。

別記

個　人　情　報　取　扱　特　記　事　項

（基本事項）

第１条　この契約により、草加市（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（秘密保持）

第２条　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

２　受注者は、この契約による事務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（作業場所の特定）

第３条　受注者は、発注者の指定した場所又は受注者の求めにより発注者が承認した場所以外で、個人情報を取り扱ってはならない。なお、発注者の承認は、書面でなければならない。

（厳重な保管及び搬送）

第４条　受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、毀損、滅失その他の事故を防止するため、次に掲げる事項を遵守し、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

⑴　受注者は、発注者の許可なく、発注者の指定した場所又は発注者が承認した場所から個人情報又は個人情報を含む契約目的物等（以下「個人情報等」という。）を持ち出してはならない。

⑵　受注者は、個人情報等を発注者から受けるとき又は発注者に渡すときは、個人情報の内容、数量、受渡し日、受渡し確認者その他必要な事項を記載した書面を発注者と取り交わさなければならない。

（再委託の禁止）

第５条　受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

（委託目的以外の使用等の禁止）

第６条　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはな

らない。

（複写及び複製の禁止）

第７条　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（事故発生時の報告義務）

第８条　受注者は、個人情報の個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の返還又は処分）

第９条　受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を速やかに発注者に返却し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

（措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償）

第１０条　発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

（その他）

第１１条　受注者は、第２条から前条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

【参考4】汚水マンホールポンプ（４８機場）位置図

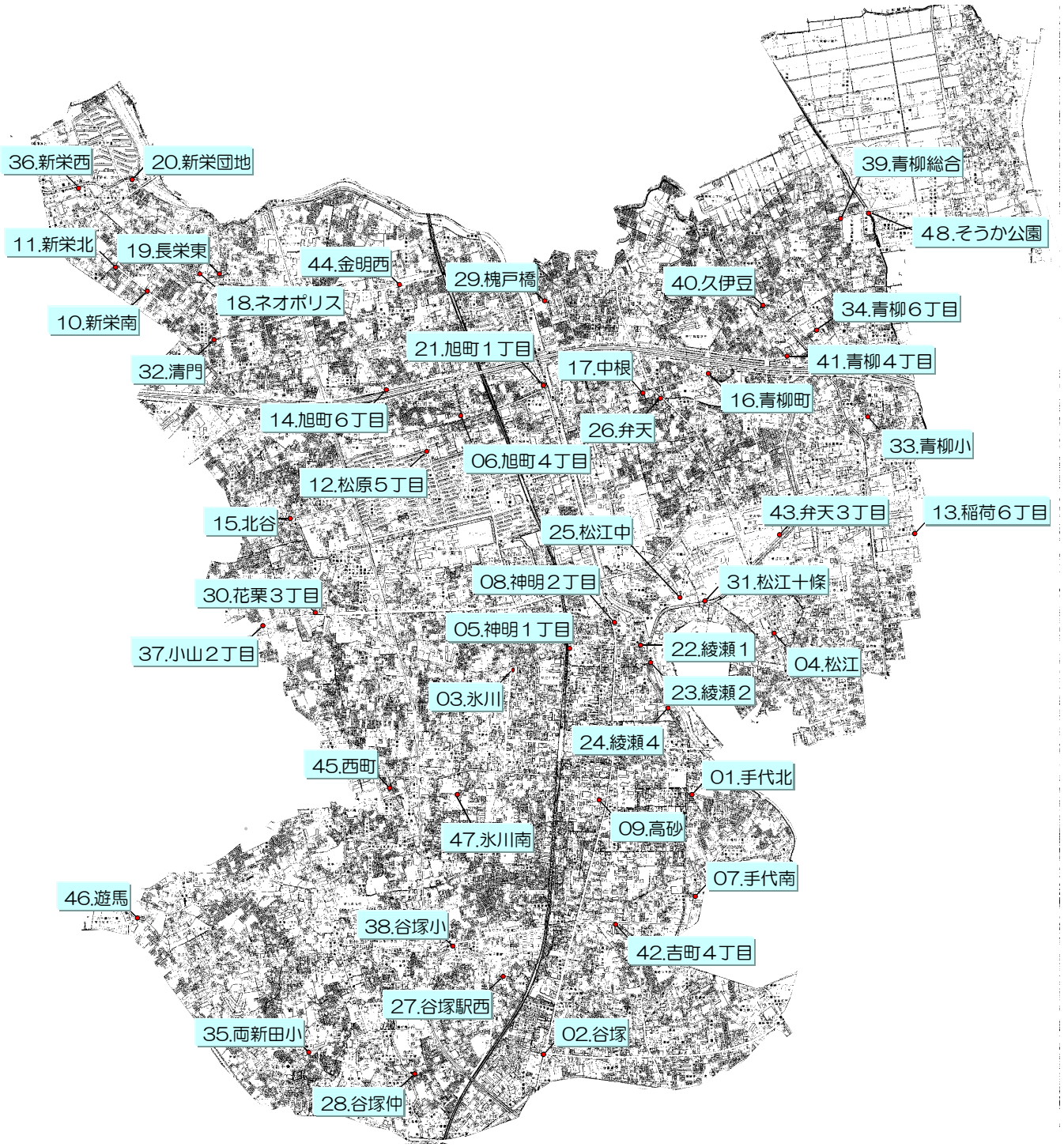

ポンプ場名	マンホールポンプ設置場所
01.手代北	手代1丁目743番2地先
02.谷塚	谷塚1丁目27番2地先
03.氷川	氷川町2174番2地先
04.松江	松江5丁目862番1地先
05.神明１丁目	神明1丁目4番地先
06.旭町４丁目	旭町4丁目165番1地先
07.手代南	手代3丁目1024番地先
08.神明２丁目	神明2丁目144番3地先
09.高砂	高砂1丁目61番4地先
10.新栄南	新栄1丁目34番16地先
11.新栄北	新栄1丁目24番4地先
12.松原５丁目	松原5丁目1629番17地先
13.稲荷６丁目	稲荷6丁目939番地先
14.旭町６丁目	旭町6丁目793番26地先
15.北谷	北谷2丁目1697番2地先
16.青柳町	青柳3丁目4195番11地先

ポンプ場名	マンホールポンプ設置場所
17.中根	中根3丁目331番2地先
18.ネオポリス	長栄3丁目24番2地先
19.長栄東	長栄3丁目3番7地先
20.新栄団地	長栄4丁目33番17地先
21.旭町１丁目	旭町1丁目912番2地先
22.綾瀬１	神明2丁目844番3地先
23.綾瀬２	住吉2丁目835番8地先
24.綾瀬４	手代1丁目820番7地先
25.松江中	松江3丁目411番2地先
26.弁天	中根3丁目1287番28地先
27.谷塚駅西	谷塚町613番8地先
28.谷塚中	谷塚仲町130番5地先
29.槐戸橋	八幡町809番1地先
30.花栗３丁目	花栗3丁目307番1地先
31.松江十條	松江4丁目714番7地先
32.清門	清門3丁目51番4地先

ポンプ場名	マンホールポンプ設置場所
33.青柳小	青柳3丁目4195番11地先
34.青柳６丁目	青柳6丁目3096番4地先
35.両新田小	両新田西町43番9地先
36.新栄西	新栄3丁目3番16地先
37.小山２丁目	小山2丁目2850番4地先
38.谷塚小	谷塚町1288番1地先
39.青柳総合	青柳7丁目2671番4地先
40.久伊豆	青柳7丁目1801番4地先
41.青柳４丁目	青柳4丁目710番1地先
42.吉町４丁目	瀬崎2丁目1095番2地先
43.弁天３丁目	弁天3丁目482番2地先
44.金明西	金明町493番2地先
45.西町	西町1408番1地先
46.遊馬	遊馬町331番2地先
47.氷川南	氷川町549番1地先
48.そうか公園	青柳7丁目2684番1地先

マンホールポンプ保守点検業務委託予定表

No.	機場名	年間保守点検	清掃時保守点検				
		９月頃	第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期	清掃時合計
1	手代北	1	1		1	1	3
2	谷塚	1			1		1
3	氷川	1	1	1	1	1	4
4	松江	1	1		1	1	3
5	神明１丁目	1	1	1	1	1	4
6	旭町４丁目	1	1	1	1		3
7	手代南	1		1		1	2
8	神明２丁目	1		1			1
9	高砂	1		1			1
10	新栄南	1	1	1	1	1	4
11	新栄北	1	1		1		2
12	松原５丁目	1	1	1		1	3
13	稲荷６丁目	1			1		1
14	旭町６丁目	1	1		1		2
15	北谷	1	1		1	1	3
16	青柳町	1		1		1	2
17	中根	1			1		1
18	ネオポリス	1	1		1		2
19	長栄東	1	1		1		2
20	新栄団地	1		1		1	2
21	旭町１丁目	1			1		1
22	綾瀬１	1		1			1
23	綾瀬２	1		1		1	2
24	綾瀬４	1		1			1
25	松江中	1		1		1	2
26	弁天	1		1		1	2
27	谷塚駅西	1	1	1	1	1	4
28	谷塚仲	1	1	1	1	1	4
29	槐戸橋	1	1		1	1	3
30	花栗３丁目	1	1	1	1	1	4
31	松江十條	1		1			1
32	清門	1	1		1	1	3
33	青柳小	1		1		1	2
34	青柳６丁目	1			1		1
35	両新田小	1	1	1	1	1	4
36	新栄西	1		1			1
37	小山２丁目	1		1		1	2
38	谷塚小	1	1		1		2
39	青柳総合	1	1		1		2
40	久伊豆	1	1		1		2
41	青柳４丁目	1		1		1	2
42	吉町４丁目	1		1		1	2
43	弁天３丁目	1		1			1
44	金明西	1	1		1	1	3
45	西町	1	1		1		2
46	遊馬	1	1	1	1	1	4
47	氷川南	1	1		1		2
48	そうか公園	1		1		1	2
計		48	25	28	29	26	108

（点検日時は別途協議して決定する）

マンホールポンプ保守点検報告書

NO. 機場名		設備概要				
設置年月		備考				
点検日		月　日	月　日	月　日	月　日	月　日
点検内容 （※異常がある場合は×を記入）						
1	人孔蓋の損傷					
2	人孔内に異物の浮遊物・堆積物					
3	人孔内の雰囲気及び結露					
4	水位					
5	水位計ケーブルのよじれ、損傷					
6	水位計フロートの状況（ひっかかり等）					
7	水位計の作動状態					
8	吊上用チェーンのよじれ、発錆					
9	ケーブルのよじれ、損傷					
10	ガイドパイプの発錆、損傷					
11	吐出配管の発錆、損傷、漏水					
12	各部目地のひびわれ、漏水					
13	ポンプ、逆止弁の振動、異音					
14	人孔内ケーブルのパテづめ状況					
15	ポンプ吸込口（羽根車、異物噛込）					
16	電源ランプ					
17	回転灯のテストスイッチ（点灯状況）					
18	「ポンプ故障」表示の点灯					
19	電流計の零点位置					
20	電流計の汚れ、損傷					
21	表示灯の汚れ、損傷					
22	ELBの動作					
23	制御盤の安定性（ぐらつき）					
24	制御盤外装面の状況（損傷等）					
25	盤内の状況（湿気、結露）					
26	扉の開閉状況					
27	電圧の測定値（定格電圧の10%以内か）					
28	通報装置状況（汚れ、損傷）					
29	通報状況、通報内容					
30	オイル油量及び汚れ					
31	制御盤内のほこり、ごみ等					
32	端子台の端子にゆるみ発錆状況					
33	絶縁抵抗測定1号モーターケーブル≧1MΩ					
34	絶縁抵抗測定2号モーターケーブル≧1MΩ					
35	接地抵抗測定（Ω）					
36	1号運転電流値					
37	2号運転電流値					
38	1号運転時間					
39	2号運転時間					
40	東電使用量200V（NO.017609）					
41	伝右川水管橋の状況（腐食等）					

※ポンプが複数ある場合は、別々にまとめること。

特記事項	

水中汚水ポンプ絶縁抵抗測定一覧表

No.	略称	No.１（ＭΩ）	No.２（ＭΩ）	No.３（ＭΩ）	備考
1	手代北				
2	谷塚				
3	氷川				
4	松江				
5	神明１丁目				
6	旭町４丁目				
7	手代南				
8	神明２丁目				
9	高砂				
10	新栄南				
11	新栄北				
12	松原５丁目				
13	稲荷６丁目				
14	旭町６丁目				
15	北谷				
16	青柳町				
17	中根				
18	ネオポリス				
19	長栄東				
20	新栄団地				
21	旭町１丁目				
22	綾瀬１				
23	綾瀬２				
24	綾瀬４				
25	松江中				
26	弁天				
27	谷塚駅西				
28	谷塚仲町				
29	槐戸橋				
30	花栗３丁目				
31	松江十條				
32	清門町				
33	青柳小				
34	青柳６丁目				
35	両新田小				
36	新栄西				
37	小山２丁目				
38	谷塚小				
39	青柳総合				
40	久伊豆				
41	青柳４丁目				
42	吉町４丁目				
43	弁天３丁目				
44	金明西				
45	西町				
46	遊馬				
47	氷川南				
48	そうか公園				

：否（１ＭΩ以下のもの）

：可（１０ＭΩ以下のもの）

※上記「否」、「可」の場合は所見（原因等）を記入のこと。

マンホールポンプ保守点検所見一覧

No	機場名	設置年月	ポンプ		制御盤	水位計		通報装置		状　況	総合判定
1	手代北	1987年2月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
2	谷塚	1991年3月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
3	氷川	1992年3月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
			No.3								
4	松江	1994年6月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
5	神明1丁目	1992年12月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
6	旭町4丁目	1993年2月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
7	手代南	1992年9月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
8	神明2丁目	1993年6月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
9	高砂	1994年3月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
10	新栄南	1992年2月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
11	新栄北	1999年12月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
12	松原5丁目	1994年8月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			

マンホールポンプ保守点検所見一覧

No	機場名	設置年月	ポンプ		制御盤	水位計		通報装置		状　況	総合判定
13	稲荷6丁目	1994年12月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
14	旭町6丁目	1995年1月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
15	北谷	1995年3月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
16	青柳町	1996年3月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
17	中根	1996年3月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
18	ネオポリス	1996年8月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
19	長栄東	1997年3月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
20	新栄団地	1997年3月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
21	旭町1丁目	1997年3月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
22	綾瀬1	1997年3月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
23	綾瀬2	1997年3月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
24	綾瀬4	1997年3月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
25	松江中	1997年7月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			

マンホールポンプ保守点検所見一覧

No	機場名	設置年月	ポンプ		制御盤	水位計		通報装置		状　況	総合判定
26	弁天	1998年7月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
27	谷塚駅西	1998年7月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
28	谷塚仲町	1998年7月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
29	槐戸橋	1998年7月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
30	花栗3丁目	1998年7月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
31	松江十條	1998年7月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
32	清門	1998年7月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
33	青柳小	1998年7月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
34	青柳6丁目	1998年11月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
35	両新田小	1998年12月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
36	新栄西	1998年10月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
37	小山2丁目	1999年7月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
38	谷塚小	2000年1月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			

マンホールポンプ保守点検所見一覧

No	機場名	設置年月	ポンプ		制御盤	水位計		通報装置		状　況	総合判定
39	青柳(総合)	1999年7月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
40	久伊豆	1999年7月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
41	青柳4丁目	1999年12月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
42	吉町4丁目	2000年1月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
43	弁天3丁目	2001年1月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
44	金明西	2002年3月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
45	西町	2002年8月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
46	遊馬	2003年9月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
47	氷川南	2007年9月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			
48	そうか公園	2013年4月	No.1			検知面		本体			
			No.2			スパン		電池			

判定

A:故障又は、支障をきたしていて早急な対応が必要　　B:故障又は、支障をきたしている
C:要注意　　D:計画の必要がある

投込圧力式水位計水位測定表（バックアップ）

No.	略称	スパン（m）	調整前(ゼロ点時)	0m（V）	0.75m（V）	1.50m（V）	2.25m（V）	3.00m（V）	判定	B
1	手代北	0～3m								
2	谷塚	0～3m								
3	氷川	0～4m								
4	松江	0～3m								
5	神明1丁目	0～3m								
6	旭町4丁目	※0～3m								
7	手代南	0～3m								
8	神明2丁目	0～3m								
9	高砂	0～3m								
10	新栄南	0～3m								
11	新栄北	0～3m								
12	松原5丁目	0～3m								
13	稲荷6丁目	0～3m								
14	旭町6丁目	0～3m								
15	北谷	0～3m								
16	青柳町	0～3m								
17	中根	0～3m								
18	ネオポリス	0～4m								
19	長栄東	0～3m								
20	新栄団地	0～3m								
21	旭町1丁目	0～3m								
22	綾瀬1	0～3m								
23	綾瀬2	0～3m								
24	綾瀬4	0～3m								
25	松江中	0～3m								
26	弁天	0～3m								
27	谷塚駅西	0～3m								
28	谷塚仲町	0～5m								
29	槐戸橋	0～3m								
30	花栗3丁目	0～3m								
31	松江十條	0～5m								
32	清門	0～3m								
33	青柳小	0～3m								
34	青柳6丁目	0～3m								
35	両新田小	0～3m								
36	新栄西	0～3m								
37	小山2丁目	0～3m								
38	谷塚小	0～3m								
39	青柳総合	0～3m								
40	久伊豆	0～3m								
41	青柳4丁目	※0～3m								
42	吉町4丁目	※0～3m								
43	弁天3丁目	※0～3m								
44	金明西	0～3m								
45	西町	※0～3m								
46	遊馬	0～3m								
47	氷川南	0～5m								
48	そうか公園	0～5m								
	電圧出力								許容値内：良	
	※6.41.42.43.45		許容範囲	0.88～1.12[V]	1.88～2.12[V]	2.88～3.12[V]	3.88～4.12[V]	4.88～5.12[V]	3%未満：可	
									3%以上：否	

・許容範囲　　スパンの±3.0%以内　　・B:バックアップ水位計判定 ○：良好、×：不良、―:設置無